

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

基本指針（案）の構成等について

第8期案（現計画）

第9期（次期計画）

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念
 - 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - 4 日常生活を支援する体制の整備
 - 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 二千二十五年及び二千四十年を見据えた目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
 - 1 普及啓発・本人発信支援
 - 2 予防
 - 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - 5 研究開発・産業促進・国際展開
- 八 高齢者虐待の防止等
 - 1 広報・普及啓発
 - 2 ネットワーク構築
 - 3 行政機関連携
 - 4 相談・支援

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現
 - 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - 4 日常生活を支援する体制の整備
 - 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 中長期的な目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
 - 1 普及啓発・本人発信支援
 - 2 予防
 - 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - 5 研究開発・産業促進・国際展開
- 八 高齢者虐待の防止対策の推進
 - 1 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化
 - 2 養護者による高齢者虐待への対応強化
 - 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化

第8期案（現計画）

- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

第9期（次期計画）

- 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 十 介護サービス情報の公表
- 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 十二 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

第8期案（現計画）

第9期（次期計画）

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
 - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
 - 2 要介護者等地域の実態の把握
 - (一) 被保険者の現状と見込み
 - (二) 保険給付や地域支援事業の実績把握と分析
 - (三) 調査の実施
 - (四) 地域ケア会議等における課題の検討
 - 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
 - (一) 市町村関係部局相互間の連携
 - (二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催
 - (三) 被保険者の意見の反映
 - (四) 都道府県との連携
 - 4 二千二十五年度及び二千四十年度の推計並びに第八期の目標
 - (一) 二千二十五年度及び二千四十年度の推計
 - (二) 第八期の目標
 - 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
 - 6 日常生活圏域の設定

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
 - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
 - 2 要介護者等地域の実態の把握等
 - (一) 被保険者の現状と見込み
 - (二) 保険給付や地域支援事業の実績把握と分析
 - (三) 調査の実施
 - (四) 地域ケア会議等における課題の検討
 - 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
 - (一) 市町村関係部局相互間の連携
 - (二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催
 - (三) 被保険者の意見の反映
 - (四) 都道府県との連携
 - 4 中長期的な推計並びに第九期の目標
 - (一) 中長期的な推計
 - (二) 第九期の目標
 - 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
 - 6 日常生活圏域の設定

第8期案（現計画）

7 他の計画との関係

- (一) 市町村老人福祉計画との一体性
- (二) 市町村計画との整合性
- (三) 市町村地域福祉計画との調和
- (四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和
- (五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和
- (六) 市町村障害福祉計画との調和
- (七) 市町村健康増進計画との調和
- (八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和
- (九) 市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二千二十三号）第二条第一項第十号ロに規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）との調和
- (十) 市町村行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第八条第一項に規定する市町村行動計画をいう。以下同じ。）との調和
- (十一) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。）を踏まえた取組
- (十二) 介護雇用管理改善等計画（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。）を踏まえた取組
- (十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組

8 その他

- (一) 計画期間と作成の時期
- (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

第9期（次期計画）

7 他の計画との関係

- (一) 市町村老人福祉計画との一体性
- (二) 市町村計画との整合性
- (三) 市町村地域福祉計画との調和
- (四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和
- (五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和
- (六) 市町村障害福祉計画との調和
- (七) 市町村健康増進計画との調和
- (八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和
- (九) 市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二千二十三号）第二条第一項第十号ロに規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）との調和
- (十) 市町村行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第八条第一項に規定する市町村行動計画をいう。以下同じ。）との調和
- (十一) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。）を踏まえた取組
- (十二) 介護雇用管理改善等計画（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。）を踏まえた取組
- (十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組

8 その他

- (一) 計画期間と作成の時期
- (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

第8期案（現計画）

- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
 - 1 日常生活圏域
 - 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
 - (二) 各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
 - 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - (一) 総合事業の量の見込み
 - (二) 包括的支援事業の事業量の見込み
 - 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定
 - (一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定
 - (二) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

第9期（次期計画）

- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
 - 1 日常生活圏域
 - 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
 - (二) 各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み
 - 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - (一) 総合事業の量の見込み
 - (二) 包括的支援事業の事業量の見込み
 - 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定
 - (一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定
 - (二) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

第8期案（現計画）

- 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項
- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
 - (一) 在宅医療・介護連携の推進
 - (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (四) 地域ケア会議の推進
 - (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
 - 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (一) 関係者の意見の反映
 - (二) 公募及び協議による事業者の指定
 - (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与
 - (四) 報酬の独自設定
 - 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
 - (一) 地域支援事業に要する費用の額
 - (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策
 - (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
 - (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価
 - 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
 - 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
 - (一) 介護給付等対象サービス
 - (二) 総合事業
 - (三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化
 - 6 認知症施策の推進
 - (一) 普及啓発・本人発信支援
 - (二) 予防
 - (三) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - (四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

第9期（次期計画）

- 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項
- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
 - (一) 在宅医療・介護連携の推進
 - (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (四) 地域ケア会議の推進
 - (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
 - 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (一) 関係者の意見の反映
 - (二) 公募及び協議による事業者の指定
 - (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与
 - (四) 報酬の独自設定
 - 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
 - (一) 地域支援事業に要する費用の額
 - (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策
 - (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
 - (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価
 - 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び**介護現場の生産性の向上の推進等**
 - 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
 - (一) 介護給付等対象サービス
 - (二) 総合事業
 - (三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化
 - (四) **高齢者虐待防止対策の推進**
 - 6 認知症施策の推進
 - (一) 普及啓発・本人発信支援
 - (二) 予防
 - (三) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - (四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

第8期案（現計画）

- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
 - (一) 保健福祉事業に関する事項
 - (二) 市町村特別給付に関する事項
 - (三) 一般会計による事業に関する事項
- 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 11 災害に対する備えの検討
- 12 感染症に対する備えの検討

第9期（次期計画）

- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
 - (一) 保健福祉事業に関する事項
 - (二) 市町村特別給付に関する事項
 - (三) 一般会計による事業に関する事項
- 10 災害に対する備えの検討
- 11 感染症に対する備えの検討

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

- 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項
 - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
 - 2 要介護者等の実態把握
 - 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
 - (一) 都道府県関係部局相互間の連携
 - (二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催
 - 4 市町村への支援
 - 5 二千二十五年度及び二千四十年の推計並びに第八期の目標
 - (一) 二千二十五年度及び二千四十年の介護人材等の推計及び確保
 - (二) 第八期の目標
 - (三) 施設における生活環境の改善
 - 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
 - 7 老人福祉圏域の設定
 - 8 他の計画との関係
 - (一) 都道府県老人福祉計画との一体性
 - (二) 都道府県計画との整合性
 - (三) 医療計画との整合性
 - (四) 都道府県地域福祉支援計画との調和
 - (五) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和
 - (六) 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和
 - (七) 都道府県障害福祉計画との調和
 - (八) 都道府県医療費適正化計画との調和
 - (九) 都道府県健康増進計画との調和
 - (十) 都道府県住生活基本計画との調和
 - (十一) 都道府県地域防災計画（災害対策基本法第二条第一項第十号イに規定する都道府県地域防災計画をいう。以下同じ。）との調和
 - (十二) 都道府県行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画をいう。以下同じ。）との調和
 - (十三) 福祉人材確保指針を踏まえた取組
 - (十四) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
 - (十五) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組
 - 9 その他
 - (一) 計画期間と作成の時期
 - (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

- 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項
 - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
 - 2 要介護者等の実態の把握等
 - 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
 - (一) 都道府県関係部局相互間の連携
 - (二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催
 - 4 市町村への支援
 - 5 **中長期的な**推計並びに第九期の目標
 - (一) **中長期的な**介護人材等の推計及び確保
 - (二) 第九期の目標
 - (三) 施設における生活環境の改善
 - 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
 - 7 老人福祉圏域の設定
 - 8 他の計画との関係
 - (一) 都道府県老人福祉計画との一体性
 - (二) 都道府県計画との整合性
 - (三) 医療計画との整合性
 - (四) 都道府県地域福祉支援計画との調和
 - (五) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和
 - (六) 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和
 - (七) 都道府県障害福祉計画との調和
 - (八) 都道府県医療費適正化計画との調和
 - (九) 都道府県健康増進計画との調和
 - (十) 都道府県住生活基本計画との調和
 - (十一) 都道府県地域防災計画（災害対策基本法第二条第一項第十号イに規定する都道府県地域防災計画をいう。以下同じ。）との調和
 - (十二) 都道府県行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画をいう。以下同じ。）との調和
 - (十三) 福祉人材確保指針を踏まえた取組
 - (十四) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
 - (十五) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組
 - 9 その他
 - (一) 計画期間と作成の時期
 - (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

第8期案（現計画）

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
 - (一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定
 - (二) 市町村が行う、介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
 - (一) 在宅医療・介護連携の推進
 - (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (四) 地域ケア会議の推進
 - (五) 介護予防の推進
 - (六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項
 - (二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項
 - (三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

第9期（次期計画）

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
 - (一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定
 - (二) 市町村が行う、介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
 - (一) 在宅医療・介護連携の推進
 - (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (四) 地域ケア会議の推進
 - (五) 介護予防の推進
 - (六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項
 - (二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項
 - (三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

第8期案（現計画）

- 5 認知症施策の推進
 - (一) 普及啓発・本院発信支援
 - (二) 予防
 - (三) 医療・ケア・介護サービスへの支援
 - (四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討

第9期（次期計画）

- 5 認知症施策の推進
 - (一) 普及啓発・本院発信支援
 - (二) 予防
 - (三) 医療・ケア・介護サービスへの支援
 - (四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討